

第1回 **地域行政制度をご存じですか**

区では5つの地域に総合支所、28の地区にまちづくりセンターを設置し、区民に身近な行政を行う「地域行政制度」を平成3年から導入しています。

いくつかの県や政令指定都市の人口に肩を並べる世田谷区で、地域の実情や区民の声を受け止め、きめ細かな行政サービスやまちづくりを行うため、「地域行政制度」を導入してから30年間、地区・地域・本庁による三層構造の機能を活かした取組みを進めてきました。

一方で、高齢化の進展、地域活動の担い手の不足、情報技術の進展など生活環境が大きく変化しています。住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現に向け、地域コミュニティの醸成を促進し、参加と協働によるまちづくりや住民参加の機会づくりを進めるため、現在、条例の制定に向けた検討を進めています。

本号より区のおしらせ地域版（毎月25日発行）で、これまでの「地域行政制度」による取組みや条例の制定に向けた検討状況などをお知らせしていきます。区民の皆さんに広く知っていただき、多くの声を集め、ともに考え、地域行政の更なる推進を図っていきます。

**地域行政制度**

区

三層構造の行政拠点

**地区** 拠点：まちづくりセンター（28か所）  
人口：約2～6万人（1地区）



**地域** 拠点：総合支所（5か所）  
人口：約12～25万人（1地域）



**全区** 拠点：本庁（1か所）  
人口：約92万人

区民



地域行政の目的

総合的な行政サービス

地域の実態に即した  
まちづくり

住民参加の促進